

## G 1 0 提案（重要品目の取扱い）の概要

この提案は重要品目の取扱いに関する G10 の共同ポジションを表したもの。今後の関税削減方式その他の市場アクセス分野の交渉の進展によって、さらに改訂される可能性がある。G 1 0 各国は、どのような品目についても上限関税の考え方には強く反対することを強調。センシティブリティに影響を与える多様な要素（現在・将来の需給、消費パターン、非貿易的関心事項等）を反映するため、枠組み合意パラ 3 4 と整合性のある形で、追加的基準も考え得る。S&D は交渉に不可分な部分であり、長年にわたる特惠やシーリング・バインドといった問題が交渉において適切に対処されるべき。

- i) 重要品目の取扱いは実質的な市場アクセス改善をもたらすべきだが、一般品目の関税削減によるものよりも小さなものとすべき。重要品目の市場アクセス改善は関税削減と関税割当約束の組合せによる。
- ii) 関税削減と関税割当約束の標準的組合せ：
  - 関税削減方式適用の一般品目の削減率の 1/X。
  - 関税割当拡大は、現行約束数量の Y%分を拡大し、下記 iv)に基づき調整。
- iii) 標準的組合せからの乖離が可能。関税削減率を小さくする場合、関税割当拡大は大きくする(逆もまた同様)。
- iv) 上記 ii)及び iii)により決定される関税割当拡大については、国内消費量に占める現行約束数量の割合に応じた階層方式を用いて、以下の係数 (b) により調整。

現行アクセス数量の消費量に占める割合	係数
$0 < b \leq 5\%$	1
$5 < b \leq 10\%$	M
$10\% < b$	N

（ただし、 $1 > M > N$ ）

消費量に占める関税割当数量の割合が例外的に高い品目については、関税割当約束の程度を、公平な方法で更に調整。

関税割当品目の一部のタリフラインを重要品目として指定したものの、当該タリフラインの消費量データが入手できない場合は、当該品目の消費量に占める当該関税割当全体の数量の割合を階層方式に使用。

- v) 現在関税割当を行っていない品目を重要品目として指定する場合は、上記 ii)と iii)による関税引下げを、より短い実施期間で達成することを条件に、新たに関税割当を創設しないことも選択し得る。また、一般品目と同じ削減率をより長い実施期間で適用することも選択し得る。
- vi) 現行譲許表（第 1 - B、パート 1）上の関税割当に関する記載事項の修正で、市場アクセス機会の改善につながるものは、全て関税割当約束と見なす。これを関税削減と関税割当約束の組合せにおいてどのように評価するかについては、各国が提出する包括的な譲許表案に基づき交渉。

（以上）